

2016年2月24日

米国はいかに国民の退職後を支援しているか： 課税繰延のメリットと税率の関係は意外に小さい

文責：ピーター・J.ブレイディ

ICI Viewpoints シリーズ 第3回

筆者は新刊、「米国はいかに国民の退職後を支援しているか – “DC年金は高所得者優遇”という社会的通念への挑戦」で、政府が米国労働者の退職後資金調達をどのようにサポートしているかを包括的に把握することを目指しました。ICI Viewpointsの第1回と第2回では、公的年金の給付方式が、いかに課税繰延を伴う企業年金プランへの加入を促進しているかを示し、公的年金制度と課税繰延を合わせた給付金制度は累進的であること、言い換えれば、政府の退職年金制度の給付金が占める生涯所得に対する割合は、高所得者よりも低所得者のほうが大きいことをご説明しました。

筆者の研究ではまた、課税繰延とそのメリットに関する「都市伝説」を生み出している、旧来の認識についても取り上げています。本稿では、課税繰延に関して最も広く信じられ、かつ最も頻繁に耳にする誤った俗説の1つである、「高所得者は、より高い限界税率が適用されるため、課税繰延からより大きな「金持ちならではの恩恵」を、拠出1ドルあたりの効果として受けている。」という説を検証したいと思います。

この誤った説をもとに、過去5年間の大統領予算や、デイビッド・キャンプ元歳入委員会議長が2014年に提出した税制改革案のように、高所得者の退職金拠出による当初のメリットを制限するという提案すらなされています。例えば、この政府予算に関する提案では、上位3つの税階層に属する労働者の連邦税の節税額を、拠出金1ドルにつき28セントと「上限」を設けています。

しかし、税額控除や免税とは異なり、課税繰延のメリットは、労働者の限界税率だけで決まるわけではありません。実際、**6人の労働者サンプル**を対象とした筆者の分析では、平均して、低所得者3人は高所得者3人よりも、401(K)プランに1ドル多く拠出することで得られるメリットはより大きいといえます。

課税繰延メリットに関する根本的な誤解

高所得者の方が課税繰延のメリットが大きくなる理由について、典型的な説明は以下の通りです。

- » 税率35%の税階層に属する労働者が401(k)プランに1ドルを拠出すると、(所得税の軽減という形で) 35セントの利益がすぐに得られる。
- » 一方、税率15%税階層に属する労働者が401(k)プランに1ドルを拠出しても、すぐに得られる利益は15セントに過ぎない

これは、税額控除（住宅ローン利子控除など）や免税（雇用者が支払う健康保険料の所得からの控除など）のメリットに関する説明であれば、優れたものです。

しかし、この説明は課税繰延には当てはまりません。退職年金プランへの拠出金に適用されるのは、**非課税ではなく課税繰延**です。

税額控除や免税が納税者からIRSへの申告に影響するのは、住宅ローンの利子を支払った年や健康保険が供与された年など、該当するその年限りです。しかし、**このシリーズの前の記事**でご説明したように、課税繰延は労働者の生涯にわたる納税義務に影響を与えます。労働者は、退職年金の拠出を行った年の所得から拠出金が控除されることで先行的なメリットを得ており、また、年金資金の投資収益に対して課税繰延を行うことによってもメリットを得ていますが、給付金の引き出し時には税金を支払うことになります。つまり課税繰延は、当初の部分のみでは税額控除や免税と同じように見えますが、課税繰延のメリットはもっと複雑なのです。

労働者の現在の限界税率に加えて、引き出しを行う際の各個人の限界税率など、他にも多くの要因がメリットを左右します。

課税繰延の限界利益は、労働者の限界税率に連動しない

労働者の限界税率が退職後も変わらないとしても、課税繰延の限界利益（拠出金を1ドル多く支払った際に得られる、繰延による利益）は、労働者の限界税率の単純な関数にはなりません。

下の図は、様々な所得水準の6人の労働者サンプルが、50歳で401(k)プランに1ドルを追加拠出し、71歳で1ドルとその投資収益を引き出した場合、その享受する税引き後追加所得を現在価値に引き直して示しています。従来の認識では、最低所得者（「所得21千」）の場合、連邦税と州税の両方を考慮した限界税率に基づいて、19.7セントの利益が得られるのに対し、最高所得者（「所得234千」）の場合は38.4セントと、約2倍の利益が得られることになっていました。これは、拠出を行った年の税金への影響を正確に表していますが、拠出によって得られた投資収益に対する課税を繰り延べることで得られる労働者の利益と、401(k)プランの引き出しで発生する税金の両方を無視しています。

実際、**計算してみると**、もし納税者の限界税率が401(k)拠出時と退職後で同じであれば、引き出し時に支払う税金と、拠出時に節約できた税金は、現在価値でちょうど相殺し合うことがわかります。その結果、課税繰延による税制上のメリットは、投資所得に対する税率を事実上ゼロにすることで、と見ることができます。

このメリットについてももう少し正確に言えば、課税繰延を提供した拠出金の税引後金額を投資に回せば、そこから得られる投資収益については、適用される税率がゼロになる、ということです。これは重要な点です。というのも、課税繰延を適用した拠出金の税引後金額は、労働者の限界税率に応じて変化し、その効果は低所得者に有利だからです。

2人の労働者が、それぞれ1,000ドルを401(k)プランに拠出すると仮定します。税率25%の税階層に属する労働者の場合、1,000ドルの税引後拠出金額は750ドルとなり、課税繰延のメリットは750ドルの投資リターンに対する実質的な税率がゼロになることです。しかし、税率35%の税階層に属する労働者の場合、1,000ドルの税引後拠出金額はわずか650ドルです。つまり、この高所得者も投資収益に対して実質的な税率ゼロのメリットを得ていることにはなりますが、投資のベース金額は小さくなります。

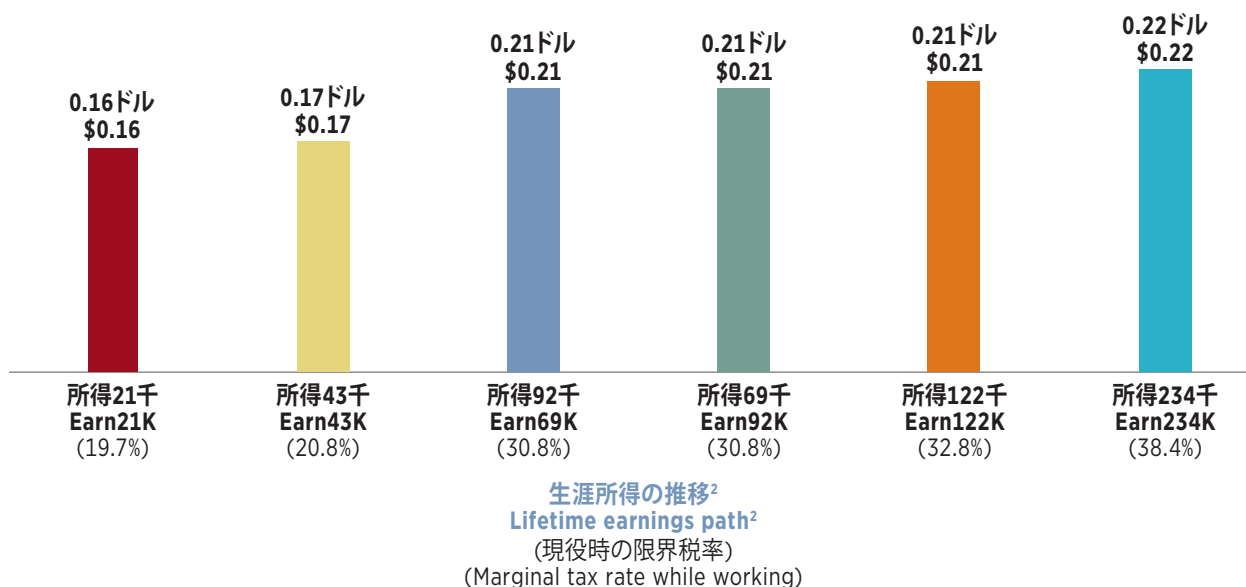
つまり、限界税率が高くなればなるほど、2つの相反する効果が生じるのです。限界税率が高い労働者は、投資収益に対する実質ゼロ税率の恩恵をより大きく受ける一方で、実質ゼロ税率が適用される投資所得の額は少なくなるといことになります。

その結果、下の図で示される通り、(退職後の税率が現役時代と同じだと仮定した場合) 課税繰延の限界利益は、個人の限界税率に連動して増加するわけではありません。最低所得者は16セントの利益を得ますが、最高所得者は限界税率が約2倍であるにもかかわらず、利益はたった22セントと、最低所得者の利益よりも3分の1程度しか高くなりません。

図 1:

限界税率が一定であっても、繰延の限界利益は限界税率に比例しない

50歳の時点で401(k)プランに1ドル追加拠出した場合の限界利益の現在価値を、退職後の限界税率が現役時と同じと仮定して、生涯所得別に算出したもの¹



¹ 追加拠出金を名目金利5.8%の債券に投資し、資産は71歳で分配されると仮定して計算。

² 代表的な労働者の生涯所得の推移は、「Brady 2010」で導き出されたものである。詳細については、こちらの [ICI Viewpoints](#) を参照のこと。報告されている限界税率は、ベースライン・シミュレーションの対象期間(32歳から66歳)の平均限界税率である(上述の図2参照)。

出典: ICIによる計算

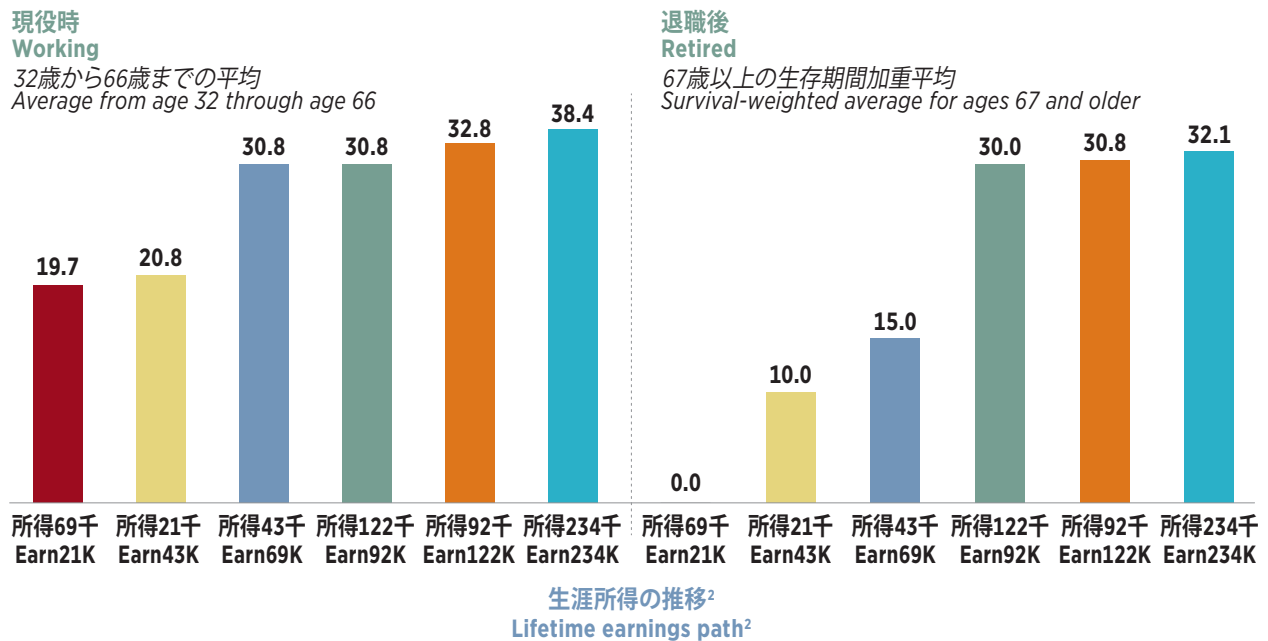
退職後に税率が下がれば「ボーナス」特典も

これまでの数字は、現役時代から退職後まで、限界税率が一定であることを前提としています。しかし実際には、6人の労働者全員の限界税率は退職を機に低下します。これは、退職後の総所得が下がることと、公的年金給付金の一部のみが所得として課税対象となることによるものです。

図 2

労働者サンプルの限界税率は退職後の方が低い

現行の政策ベースラインにおける代表的な個人の限界税率¹、単位% (生涯所得別)²



¹ 限界税率は法定税率を用いて計算されるが、連邦法定税率は、項目別控除の制限、代替ミニマム税 (AMT)、AMT標準控除の段階的廃止などの相互作用を考慮して調整される。AMTの対象とならない納税者で、控除項目を設定している場合、連邦税と州税の両方を考慮した限界税率は、州所得税の控除を考慮して調整される。AMTの対象となる納税者 (州所得税の控除が認められていない) や、項目別控除を行わない納税者の場合、複合限界税率は単純に連邦と州の限界税率の合計となる。表示された率は、対象期間 (32歳から66歳まで、または67歳以上) における労働者サンプルの平均限界税率を示している。

² 労働者サンプルの生涯所得の推移は、「Brady 2010」で導き出されたものである。詳細については、こちらの [ICI Viewpoints](#) を参照のこと。

出典: ICIによるシミュレーション

引き出し時の限界税率が下がることで、6人の労働者全員に「ボーナス」特典が与えられます。退職後の給付金引き出しにかかる税金は、現在価値でみると、拠出を行ったときに節約できた税金よりも少なくなります。

401(k)プランに1,000ドルを拠出した労働者の限界税率が、現役時代は25%、退職後には15%だったとします。1,000ドル拠出のメリットは、(1) 750ドルの投資に対する投資リターンがゼロになること (上述の通り) に加えて、(2) 現在価値で100ドルに相当するボーナス特典を得ること、となります。(100ドルは、退職後の限界税率が10%ポイント下がることから、これに拠出金の1,000ドルを掛けたものです)

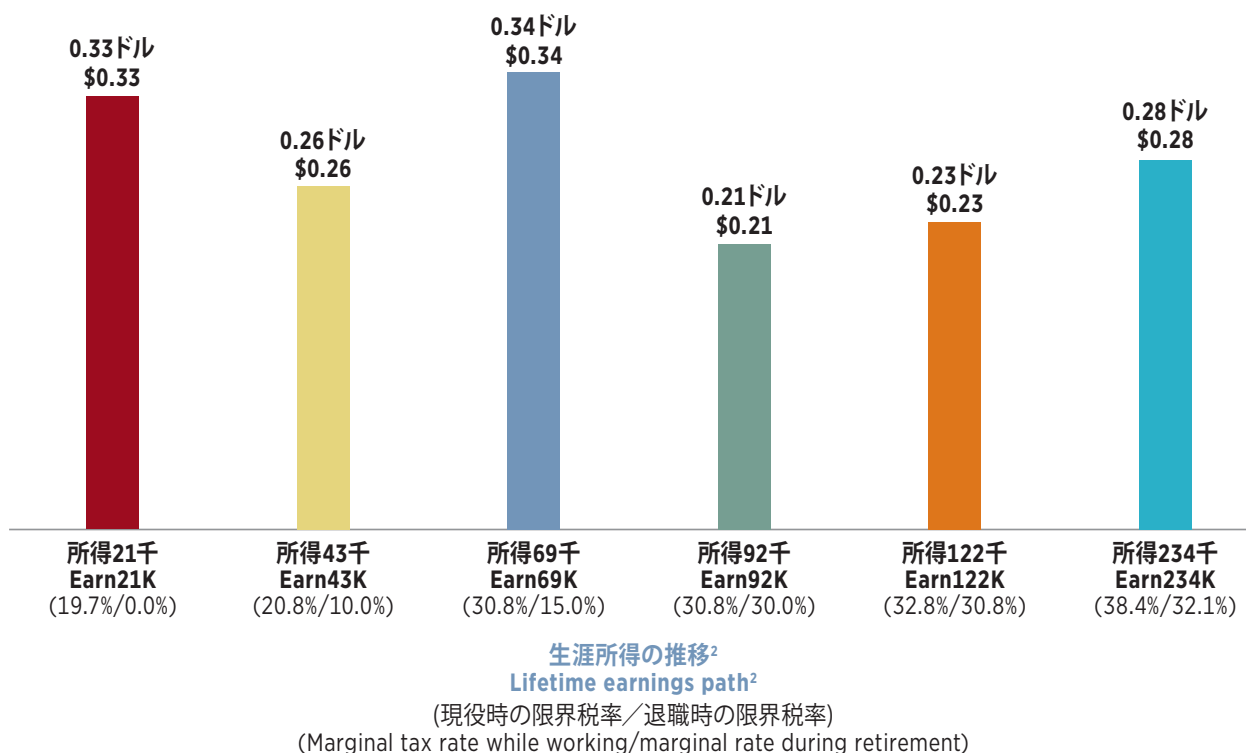
注目すべきは、低所得者3人は高所得者3人に比べて限界税率が大きく低下しており、「所得43千」と「所得69千」では半分に、「所得21千」ではゼロにまで低下している点です。限界税率の低下を考慮すると、6人全員が税率不変の場合よりも大きな利益を得られるものの、「ボーナス」特典としての利益は低所得者3人の方が大きい、ということになります。

下の図はこれを例示したもので、退職後の限界税率の低下を考慮して、この6人の労働者がそれぞれの401(k)口座に1ドルずつ追加拠出した場合の限界利益を表しています。

図 3

限界税率の変化を考慮すると、一般的には、生涯所得が低い労働者ほど限界利益が大きい

50歳の時点で401(k)プランに1ドル追加拠出した場合の限界利益の現在価値を、退職後の限界税率の変化を考慮して生涯所得別に算出¹



¹ 追加拠出金を名目金利5.8%の債券に投資し、資産は71歳で分配されると仮定して計算。

² 代表的な労働者の生涯所得の推移は、「Brady 2010」で導き出されたものである。詳細については、こちらの *ICI Viewpoints* を参照のこと。報告されている限界税率は、ベースライン・シミュレーションの対象期間（32歳から66歳、または67歳以上）の平均限界税率である（上述の図2参照）。

出典：ICIによる計算

低所得者の労働者サンプル3人は平均して、1ドル多く拠出した場合のメリットがより大きくなります。このような結果になるのは、次のような理由からです。

- » 最初の図に示されているように、低所得者は投資収益に対する実質的なゼロ税率の恩恵を受けにくくなっているが、その差は限界税率の差に比例しているわけではない。
- » 低所得者は、退職後の限界税率の低下が大きく、これにより「ボーナス」特典としてのメリットが大きくなり、実質ゼロ税率による利益の少なさを相殺することができる。

公的年金制度と課税繰延が貯蓄を促進

このICI Viewpointsシリーズの第2回目の記事でご紹介したように、課税繰延の総合的なメリットは、生涯所得が高ければ高いほど確かに大きくなります。しかし、高額所得者が課税繰延からより大きなメリットを受けるのは、退職年金プランへ1ドル多く拠出した場合、その1ドルに対してより大きな利益を得られるということではありません。むしろ、拠出している金額そのものが大きいから、ということです。また、(連載の第1回目でご説明したように)高所得者がより多くの金額を拠出しているのは、公的年金で彼らの所得を賄える割合が低いからです。

公的年金制度の給付方式では、生涯所得の高い労働者ほど課税繰延に大きく依存し、その恩恵を大きく受けることになります。公的年金の給付金が現役時代の収入に占める割合が少ないため、高所得者は退職後の収入の目標置換率を確保するために、より多くの貯蓄をする必要があるのです。

「都市伝説」を信じ込むと危険

復習すると、高所得者が課税繰延の恩恵を受けるのは、より多くの金額を拠出しているからであり、1ドルあたりのメリットが大きいためではありません。課税繰延のメリットが生涯所得に応じて大きくなる主な理由は、所得税の設計ではなく、公的年金制度の設計にあります。

筆者は著作の中で、大統領の予算案やキャンプ元議長の税制改革案に含まれる、課税繰延による先行利益を制限するような限界利益の「都市伝説」に基づく提案が、**いかに退職年金拠出者に悪影響を及ぼしているか**、という点について説明しています。これらの提案は、「都市伝説」そのものと同様に、課税繰延に対する根本的な誤解に原因があります。私はこの誤解を解きたいと思っています。

最終回となる次回では、「老後資金を貯めるインセンティブが『逆効果』になっている」という、もう一つの誤解や都市伝説についてご説明いたします。

補足資料：

- » 「米国はいかに国民の退職後を支援しているかー“DC年金は高所得者優遇”という社会的通念への挑戦」
www.ici.org/whobenefits

本シリーズのその他の記事：

- » 米国はいかに国民の退職後を支援しているか：退職金制度を巡る「都市伝説」を検証する
www.ici.org/viewpoints/view_16_how_america_supports_01
- » 米国はいかに国民の退職後を支援しているか：給付金は高額所得者に「傾斜」しているわけではない
www.ici.org/viewpoints/view_16_how_america_supports_02
- » 米国はいかに国民の退職後を支援しているか：課税繰延へのメリットと税率の関係は意外に小さい。
www.ici.org/viewpoints/view_16_how_america_supports_03
- » 米国はいかに国民の退職後を支援しているか：貯蓄のインセンティブは「逆効果」ではない
www.ici.org/viewpoints/view_16_how_america_supports_04

ピーター・J.ブレイディはICIのシニア・エコノミストです。